政令第二百四十号

土地改良法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

土地改良法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年九月二十五日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年九月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百四十一号

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（土地改良法施行令の一部改正）

第一条　土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条の二の七の次に次の見出し及び四条を加える。

（農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象とする申請によらない土地改良事業の要件）

第五十条の二の八　法第八十七条の三第一項第二号の政令で定める面積は、おおむね十ヘクタール（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものにあつては、おおむね五ヘクタール）とする。

第五十条の二の九　法第八十七条の三第一項第二号の政令で定める要件は、集団的に存在する土地であることとする。

第五十条の二の十　法第八十七条の三第一項第三号の政令で定める期間は、十五年とする。

（農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象とする申請によらない土地改良事業の変更の要件）

第五十条の二の十一　法第八十八条第十五項第二号の政令で定める期間は、十五年とする。

第五十二条第一項第三号及び第六号中「第八十八条第一項」を「第八十七条の五第一項」に改める。

第五十二条の二第四項中「第八十八条第一項」を「第八十七条の五第一項」に、「災害復旧のすべて」を「災害復旧の全て」に改め、「の翌年度」の下に「の初日」を加え、同項ただし書中「年度」の下に「の初日」を加える。

第五十三条の二第二項中「定める年度」の下に「の初日」を加える。

第五十四条の三第二項中「当該」を「それぞれの」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第九十一条の二第六項の規定により都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金の額は、同条第七項において準用する同条第三項の規定によりそれぞれの特別徴収金の額の限度として算定して得た額とする。

第六十九条を次のように改める。

第六十九条　削除

第七十八条第一項第六号の二及び第十二号中「第八十八条第一項」を「第八十七条の五第一項」に改める。

第八十条中「、第六十九条」を削る。

（地方税法施行令の一部改正）

第二条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の六中「各号に掲げる日」を「各号に定める日」に改め、同条第一号中「第百十三条の二第二項」を「第百十三条の三第二項」に改め、同条第三号中「掲げる日」を「定める日」に改める。

（農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正）

第三条　農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号を次のように改める。

三　地域整備施設の用に供される土地（次のイ又はロに掲げる事業の施行に係る区域内にあるものにあつては、当該イ又はロに定めるものに限る。）であつて、当該土地を農用地等（法第三条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することにより、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び同条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの

イ　土地改良事業（土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業をいう。ロにおいて同じ。）又はこれに準ずる事業であつて、区画整理、農用地（法第三条第一号に規定する農用地をいう。第十三条の三第二項において同じ。）の造成その他の農林水産省令で定めるもの（ロに掲げる事業を除く。）　当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過したもの

ロ　土地改良法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業　当該土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過したものであり、かつ、その土地についての農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。）の存続期間が満了しているもの

2　前項第三号の「地域整備施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一　農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第一項に規定する実施計画に基づき、同条第二項第一号に規定する産業導入地区内において整備される同条第三項第一号に規定する施設

二　総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）第七条第一項に規定する同意基本構想に基づき、同法第四条第二項第三号に規定する重点整備地区内において整備される同法第二条第一項に規定する特定施設

三　多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第十一条第一項に規定する同意基本構想に基づき、同法第七条第二項第二号に規定する重点整備地区内において整備される同項第三号に規定する中核的施設

四　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項に規定する同意基本計画に基づき、同法第二条第二項に規定する拠点地区内において整備される住宅及び住宅地（いずれも同項の事業として整備されるものに限る。）、同条第三項に規定する産業業務施設並びに同法第六条第五項に規定する教養文化施設等

五　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき、同法第十一条第二項第一号に規定する土地利用調整区域内において整備される同法第十三条第三項第一号に規定する施設